

# 利用にあたって

## 1 2003年漁業センサスの概要

### (1) 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、1949年(昭和24年)以来、1958年(昭和33年)を除き、5年ごとに全国一斉に実施されており、今回は11回目、2003年(平成15年)実施の漁業センサスとなります。

### (2) 調査の目的

この調査は、我が国の漁業の生産構造、就業構造の現状と変化を総合的に把握することを目的としています。

### (3) 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)

統計法施行令(昭和24年政令第130号)

漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)

### (4) 調査の種類

調査の名称		調査対象	調査の系統
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	海面漁業経営体	農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員
	漁業従事者世帯調査	海面漁業従事者世帯	
	漁業管理組織調査	漁業管理組織	農林水産省 - 九州農政局 - 統計・情報センター - (調査員)
	海面漁業地域調査	海面漁業地区、漁業集落	
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 - 九州農政局 - 統計・情報センター - (調査員)
	内水面漁業地域調査	内水面漁業地域、内水面漁業集落	
流通 加工 調査	水産物流通機関調査	魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人	(一部調査員調査)
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場、水産物加工場	

この報告書では、上記3調査のうち県・市町村の系統で実施した海面漁業調査(漁業経営体調査、漁業従事者世帯調査)の結果についてまとめています。

( 5 ) 調査区域

東シナ海、瀬戸内海に沿う市町村及び漁業法第 8 6 条第 1 項により農林水産大臣が指定した地域（久留米市、大川市、城島町、瀬高町）

（内水面調査については内水面漁業経営体の所在する市町村及び共同漁業権が設定されている内水面漁業地域）

( 6 ) 調査の期日

平成 1 5 年 1 1 月 1 日

( 7 ) 調査の方法

海面漁業調査のうち「海面漁業経営体調査」、「漁業従事者世帯調査」は、調査員が調査客体へ面接して聞き取る方法及び一部項目（会社経営体については全部）については調査客体が調査票に直接記入する自計申告の方法により調査しています。

その他の調査は、九州農政局 - 福岡統計・情報センターの系統で、センター職員又は調査員による面接聞き取りにより調査されています。

## 2 利用上の注意

( 1 ) 数値について

ア 今回の統計数値は、確定値ではなく概数値であり、後日平成 1 7 年 3 月までに農林水産大臣が公表する結果と異なる場合があります。

イ 解説文中の各表の増減率は原数値により算出して表示しているため、表上の数値単位によっては、表の数値から算出したものとわずかな差がある場合があります。

ウ 表中に使用した符号は、次のとおりです。

「 - 」は、事実のないもの

「 0 」は、単位未満のもの

「 」は、負数又は減少したもの。

「 X 」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの

( 2 ) 調査の定義及び約束事項

調査期日前 1 年間

平成 14 年 11 月 1 日 ~ 平成 15 年 10 月 31 日の期間（文中では「過去 1 年間」で表示）

漁業経営体

調査期日前 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	2人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校 ・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
経営体階層	<p>漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。</p> <p>(ア) 調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層 大型定置網、小型定置網、地引き網及び海面養殖の各階層</p> <p>(イ) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。</p> <p>なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。</p> <p>また、動力船の合計トン数には、専用船（遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含んでいない。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地引き網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業制度	
大臣許可漁業	漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に基づいて政令により定められた漁業で、農林水産大臣の許可を受けた漁業をいう。

知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業（法定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の固有の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業をいう。
大臣承認漁業 漁業権漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことのできない漁業をいう。 都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で、共同漁業・区画漁業・定置漁業が含まれる。
自由漁業 その他の漁業	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。 以下の漁業をいう。 (ア)官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業 (イ)海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (ウ)農林水産大臣に届出を行って営む漁業のうち、下記のもの ・かじき等流し網（総トン数10トン以上） ・黄海、東シナ海ふぐはえ縄 ・大西洋はえ縄等漁業
漁業種類	(ア)「主とする漁業種類」 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 (イ)「営んだ漁業」 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業をいう。
漁船	調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探知船、網船等）を含む。
活魚販売	貝類以外の漁獲物を活魚槽、漁槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、活着している状態（泳ぎ）で販売したものを用いる。
最盛期の海上作業 従事者数	各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人々が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数の合計は漁業従事者数の実数とはならない。
経営体の専業分類 専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
経営主の就業状態	
自営漁業のみ	個人経営体の経営主（自営漁業経営の意志決定を行う等責任を持つ人）で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自営漁業が主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の従事日数が自営漁業以外の従事日数を上回る者をいう。
自営漁業が従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属先である人等をいう。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営者になる予定の者をいう。
漁業世帯	個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。
漁業従事者世帯	調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して、30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
漁業雇われのみ	満15歳以上の世帯員の中に、漁業雇われ又は共同経営に出資従事以外の仕事に従事した者がいない世帯をいう。
漁業雇われが主	漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入の合計金額が、他の兼業収入を合わせた年間収入よりも多い世帯をいう。
漁業就業者	漁業世帯（個人漁業経営体及び漁業従事者世帯）の世帯員のうち、満15歳以上で平成14年11月1日から平成15年10月31日の間に自営業又は漁業雇われの海上作業に30日以上従事した者をいう。

沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力及び10トン未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業、地びき網漁業並びに海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業 就業者	沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。
漁業管理組織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体で、一定の取決めに基づき、漁業資源の管理及び漁獲の管理を行っているものをいう。
漁獲金額	漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額をいう。
遊漁者	レクリエーションを目的として、海面及び内水面において水産物を採捕する者をいう。